

いじめを許さない見逃さない学校を目指して

船橋市立八木が谷小学校「いじめ防止対策推進基本方針」

令和5年度

いじめ防止対策推進委員会

平成25年、いじめ防止対策推進法が施行され、いじめについて、下記のように定義された。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

本校においても、このいじめ防止対策推進法によって定められた手順に則り、具体的かつ効果的ないじめ防止対策を推進していくために、以下の通り船橋市立八木が谷小学校「いじめ防止対策推進基本方針」を作成した。なお、いじめ防止対策推進法では、保護者、地域との連携が不可欠であるという旨が定められ、この基本方針をもとに、教職員、保護者、地域が一体となって児童が安心して学校生活を送ることができるよう努めていきたい。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめ、あるいはいじめと思われる行為を見つけた場合、それを見逃さず、速やかに教職員および保護者に知らせる。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、教師の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言）や体罰がいじめを助長する可能性があることを全職員が認識し、自己の指導方法を常に振り返り、向上させていく。

（保護者の責務）

児童の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行う。

また、日頃から児童の様子に変化を注意深く観察し、児童がいじめを受けた場合、あるいはその疑い、心配がある場合について、児童の心身に寄り添い、学校や他関係機関と連携して解決していく。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策と取り組み

①人権教育を意識した教育活動の充実

- ・ ささいな暴力や暴言も認めず、児童が安心して学校生活を送ることができるように日々の指導を行う。
- ・ 児童の人権意識を高め、豊かな情操と道徳心を養うため、学校教育全体を通し、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民との連携を図りつつ、児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・ 学級での係活動、当番活動、清掃活動、高学年児童による委員会活動に、しっかりと取り組めるよう指導に努める。

②いじめの早期発見のための取り組みについて計画的に行う

- ・ 全職員が日々の児童との関わりを大切にし、様々な児童のサインを見逃さないよう情報共有をする。(生徒指導部会、学年会、職員会議等)
- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童へ年3回の生活アンケートを実施する。
- ・ 児童及び保護者がいじめ防止に関わることができるよう相談窓口を設置する。
- ・ 教育相談週間を設け、全校児童が担任をはじめとする教師と日頃の学校生活などについて面談をし、いじめの早期発見に努めるとともに、より充実した学校生活が送れるよう支援する。

③いじめの防止等のための対策に関わる人材の確保と資質の向上を図る

- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年3回行う。
- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開をするように授業を行う。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の強化

- ・ インターネットの特性(匿名性、流通性)を踏まえた情報モラル教育の充実を図る。
- ・ スマートフォン、ゲーム機等からインターネットへのアクセスなど、児童のインターネット環境を踏まえた保護者研修会の実施や資料配付による啓発活動をする。

⑤保護者との連携を意識した啓発活動と取り組みに対する評価の実施

- ・ いじめの早期発見やいじめ防止の推進のために、いじめ防止対策推進基本方針を学校のホームページに掲載するとともに、家庭への資料の提供や相談窓口の周知などにつとめる。
- ・ いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見に関する取り組みに関すること、いじめを防止するための取り組みに関すること、の2点について、学校評価の項目に加え、適正に事項の取り組みを評価する。

(2) いじめ防止等に関する措置

①組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

<構成員>校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、
学校評議員代表、PTA代表

<活動>年間計画の立案、アンケート調査、教育相談の推進、児童がいじめに対する理解を深めるための活動など。

<開催>年10回の校内員会(生徒指導部会)および年2回の定例会を行い、いじめ防止対策や、いじめ事案への対応について協議する。

②年間計画の作成

いじめの防止対策等を計画的かつ効果的に推進するための年間計画を作成し、毎年度ごとに見直しを行う。

③いじめに対する措置

- ・ いじめに関わる相談を受けた場合、すみやかに事実関係を確認し、いじめの有無や内容を確認する。
- ・ いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童の安全と心身のケアを第一に心がけ、いじめが繰り返されることのないように指導する。指導については、いじめ防止対策推進委員会等、状況に応じた組織をつくり、学校全体で取り組む。
- ・ 実態調査やアンケートを実施する場合は、その結果を真摯に受け止め、被害児童および保護者の心情に十分に配慮をした解決方法で解決を図る。

④重大事態発生に対する措置

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、長期間学校を欠席することを余儀なくされていたりする疑いがあることを認知した場合は、千葉県いじめ防止対策推進条例等に従って迅速かつ適切な組織的対応を行い、必要な報告・調査を行う。

<令和5年度年間計画>

<基本施策>

- ① 人権教育を意識した教育活動の充実
- ② いじめの早期発見のための取り組みについて計画的に行う
- ③ いじめの防止等のための対策に関わる人材の確保と資質の向上を図る
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の強化
- ⑤ 保護者との連携を意識した啓発活動と取り組みに対する評価の実施

	○児童の活動 □教職員間の活動 ☆保護者との連携および啓発に関する活動	基本 施策	備 考
通年	<input type="checkbox"/> 道徳教育の充実 <input type="checkbox"/> ○学校のきまり、生活目標を意識した学校生活の指導 <input type="checkbox"/> ○学級における係活動、当番活動、清掃活動 <input type="checkbox"/> ○委員会活動、児童会活動（あいさつ運動等） <input type="checkbox"/> ○異学年交流活動 <input type="checkbox"/> ☆教育相談窓口の設置および周知	① ① ① ① ① ①/④	
4月	<input type="checkbox"/> 職員研修①「いじめ防止対策推進基本方針」 <input type="checkbox"/> いじめ防止対策推進委員会（校内委員会） ☆「インターネットの利用について」配付 <input type="checkbox"/> ○いじめのない学級づくり宣言（学級活動） ☆「いじめ防止対策推進基本方針」配布（学級懇談会） <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり （始業式、入学式、1年生を迎える会） <input type="checkbox"/> SOSの出し方教育	③ ②/③ ④ ① ②/⑤ ① ①/②	
5月	<input type="checkbox"/> いじめ防止対策推進委員会（校内委員会） <input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> 児童会活動・行事を通じた人間関係づくり（異学年交流、運動会）	②/③ ①	

6月	○いのちを大切にしようキャンペーン (全校集会での講話、児童会による標語募集、学年集会等) ○第1回生活アンケート ○□教育相談週間 □いじめ防止対策推進委員会 □いじめ防止対策推進委員会(校内委員会)	① ② ② ③ ②/③	
7月	☆保護者面談週間 □職員研修②「インターネット等を通じたいじめについて」 □いじめ防止対策推進委員会(校内委員会) ○□行事を通じた人間関係づくり(宿泊学習5年)	⑤ ④ ③ ①	
8月	□職員研修③「いじめを見逃さない学級作り」 □いじめ防止対策推進委員会(校内委員会)	③ ②/③	
9月	○□行事を通じた人間関係づくり(校外学習4年・修学旅行6年)	①	
10月	○いじめのない学級づくり宣言(後期始業に合わせて) □いじめ防止対策推進委員会(校内委員会) ○□行事を通じた人間関係づくり(校外学習3年) ○認知症サポーター(6年生)	① ②/③ ① ①	
11月	○□教育相談週間 □いじめ防止対策推進委員会(校内委員会) ○□行事を通じた人間関係づくり(校外学習3年・校外学習4年) ○第2回生活アンケート	② ②/③ ① ②	
12月	☆保護者面談週間 ☆学校評価の実施 □いじめ防止対策推進委員会(校内委員会)	⑤ ⑤ ②/③	
1月	□いじめ防止対策推進委員会(校内委員会)	②/③	
2月	○□行事を通じた人間関係づくり(6年生を送る会) □いじめ防止対策推進委員会 ○第3回生活アンケート	① ③ ②	
3月	○卒業、進級に向けた学年のまとめ □いじめ防止対策推進委員会(校内委員会)	① ②/③	

◎緊急時相談窓口◎

学校窓口(教頭、生徒指導主任、養護教諭) 047-447-6728

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (24時間)

船橋市青少年センター 047-431-3749 (月～金) 9:00～17:00

京葉地区少年センター 047-451-6031 (月～金) 8:30～17:00

船橋市家庭児童相談室(子ども専用) 0120-087425 (月～金) 9:00～17:00